

# 査証(ビザ)申請書類一覧

在デンパサール日本国総領事館

Jl.Raya Puputan No.170, Denpasar, Bali

Tel:(0361)227628

## 申請受付について

1. 必要書類を全て下記の順番に揃えて申請してください。不備がある場合には受理できません。
2. 申請書の印刷、コピーの作成に際しては、必ずA4サイズ用の紙を使用してください。
3. 招聘人、身元保証人からの書類は全て原本を提出してください。コピー、e-mail等は不可、3ヶ月以内に発行のもの。
4. 標準処理期間:3業務日(受理の翌日起算)。ただし、案件によっては時間がかかる事がありますので、余裕を持って申請してください。
5. 上記申請書類の他に必要と判断された書類の提出を求められることがあります。
6. 旅券以外の申請書類は原則として返却いたしません。
7. 査証手数料(2018年4月1日～2019年3月31日):一次入国査証Rp.360,000 数次入国査証Rp.720,000 通過査証Rp.80,000

	短期滞在						報酬を得る、または、90日を超える活動	通過
	I 観光	II 親族・知人訪問	III 商用・文化交流等	IV 在留邦人家族	V 元日本人	VI 元日本人家族		
1 旅券	○	○	○	○	○	○	○	○※1
2 査証申請書及び写真(4.5×4.5cm、白無背景、3ヶ月以内)	○	○	○	○	○	○	○	○
3 KTP(住民登録証)及びKK(家族票)(原本とコピー1部)	○	○	○	○※3			○	○
4 航空便の予約確認書	○	○	○	○	○	○		○
5 滞在予定表	○	○	○	○※3				
6 在職証明	○	○	○※2					
7 【該当者のみ】ASEAN加盟国内の大学でS1課程に在籍していることを証明する書類(原本とコピー1部)	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4		
8 査証申請人が複数の場合:その関係性を示す資料(家族票、出生証明書、申述書等)	○	○	○					
9 在日親族/知人との関係を証明する書類(親族:戸籍謄本等、知人:写真・手紙等)		○						
10 申請人と在留邦人(元日本人)家族との関係を証明する書類(戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等)				○		○		
11 在留邦人家族の日本国籍を証明する書類(旅券等)及びKITAS/KITAP(原本とコピー1部)				○				
12 日本国籍であったことを証明する書類(原本とコピー1部)(旧日本旅券・除籍謄本等)					○	○		
13 在留資格認定証明書(原本とコピー1部)							○	
14 招へい理由書		○	○					
15 渡航費用支弁能力を証する資料								
a.申請人側が負担する場合								
経費支弁者の銀行残高証明書または預金通帳(過去3ヶ月分の原本とコピー1部)(経費支弁者が本人以外の場合は、経費支弁者の身分証の写しと両者の関係性を示す資料を添付)	○	○		○※3				
所属先の企業登録証明書の写し			○					
b.招へい元(日本側身元保証人)が負担する場合								
身元保証書		○	○					
身元保証人に関する以下の資料(いずれか一点以上)								
市区町村役場発行の課税(所得)証明書		□						
税務署発行の納税証明書(その2)		□						
確定申告書控(受理印があるもの)の写し		□						
銀行残高証明書(通帳コピーは不可)		□						
住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)、外国人の場合には加えて在留カード及び旅券(身分事項及び出入国・在留許可関係の頁)の写し		○						
法人登記簿謄本(上場企業は、会社四季報の写し、未登記の場合は、会社/団体概要説明書。)			○					

※1 目的国の有効な査証を所持していること。

※3 在留邦人の子の場合及び在留邦人の配偶者の申請で戸籍謄本原本を提出する場合は省略できます。

※2 商用の場合には目的等を記載してください。

※4 査証手数料が免除されます。

## ◎査証(ビザ)について

査証は上陸審査を受けるための要件であり、入国を保証するものではありません。日本到着時に入国審査官によって上陸の可否が決定されます。